

## 第 6 章 循環型社会実現のための施策

数値目標の達成及び循環型社会実現のため、次の施策に取り組みます。各施策と○※ページに挙げた課題及び○※ページに定めた基本方針との関係は表 2-1 で示すとおりです。

※ページ番号が確定後、記載します。

表 2-1 施策と課題<sup>1</sup>、基本方針<sup>2</sup>との関係

施策	課題											基本方針			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	I	II	III	IV
<b>1 家庭系ごみ対策</b>															
1-1 排出抑制の推進															
ワンウェイプラスチックの削減	○					○						○		○	
生ごみの減量	○				○							○		○	
1-2 適正な循環的利用の推進															
リユースの推進	○											○		○	
分別の徹底	○		○									○		○	
小型家電リサイクル			○	○								○	○	○	
クリーンセンターにおける熱回収												○	○	○	○
<b>2 事業系ごみ対策</b>															
2-1 事業系ごみの現状把握															
事業系ごみの組成分析	○	○										○			
事業者別の排出量分析	○	○										○			
2-2 4Rの推進															
業種別の取組	○	○	○									○		○	
多量排出事業者への取組	○	○	○									○		○	
許可業者への取組	○	○	○									○		○	
市役所の取組	○	○	○									○		○	
2-3 その他															
グリーン購入の推進														○	
紙おむつリサイクルの研究	○	○	○									○	○		
<b>3 食品ロスの削減【米子市食品ロス削減推進計画】</b>															
3-1 共通事項	○	○			○							○		○	
3-2 家庭系食品ロスの削減	○				○							○		○	
3-3 事業系食品ロスの削減	○	○			○							○		○	
<b>4 本市の実情に応じたごみ処理システムの構築</b>															
4-1 家庭系ごみ収集体制															
ごみ収集袋について						○							○		○
収集区分・収集方法について							○						○		
混合ごみ対策									○				○		
高齢者・障がい者対策									○	○			○		
4-2 安定的な処理															
クリーンセンターの取組													○		○
プラスチック資源の回収・リサイクル								○					○		○
広域連携の推進													○		○
<b>5 普及啓発・環境教育の推進</b>															
5-1 普及啓発・情報提供の推進	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○
5-2 環境教育・環境学習の推進	○		○	○	○	○						○	○	○	○
<b>6 災害廃棄物対策</b>													○	○	
<b>7 不法投棄・ポイ捨て対策</b>												○	○	○	
<b>8 海岸漂着物対策</b>												○	○		

1 課題：1 全国、類似団体との比較から分かる家庭系ごみの課題、事業系ごみの課題、2 事業系可燃ごみの減量について、3 資源化施策の推進、4 小型家電リサイクルについて、5 食品ロスについて、6 今後のごみ収集袋、7 現状に即した収集体制の構築、8 家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル、9 分解が困難なごみの特別収集について、10 高齢者対策について、11 不法投棄・ポイ捨て対策について

2 基本方針：I 4Rの推進、II 適正処理の推進、III 普及啓発・環境教育の推進、IV 地域循環共生圏の形成

## 1 家庭系ごみ対策

---

### 1-1 排出抑制（リフューズ、リデュース）の推進

#### ● ワンウェイプラスチックの削減

家庭系可燃ごみ・不燃ごみの削減のため、ワンウェイプラスチックの削減に取り組みます。

- マイバッグ、マイボトル・マイカップの利用促進について周知します。
- プラスチックの使用を減らした新しいライフスタイルの提案に取り組みます。

#### ● 生ごみの減量

家庭系可燃ごみのうち 33%は生ごみです。可燃ごみに占める割合は平成 26 年度の調査と比較して減少しているものの、1人1日当たりの生ごみ排出量は、米子市が 190g/人・日であるのに対し、47 市区町の平均値が 167g/人・日<sup>3</sup>であり、生ごみの減量が依然課題であることが分かります。

- 生ごみの水切りを周知し、生ごみの減量を図ります。
- 生ごみ処理機等の購入費補助に継続して取り組みます。
- ダンボール箱を利用した堆肥作りの普及促進に継続して取り組みます。

※食品ロスについては「3 食品ロスの削減」参照⇒

---

3 1人1日当たりの食品廃棄物発生量：

環境省（2020）「令和元年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」による。なお、47 市区町は、平成 29～30 年度及び令和元年度に環境省支援事業を活用して家庭系食品ロスの発生量を調査した、30 市区町及び福井県 7 地域（17 市町）を指す。

## 1-2 適正な循環的利用（リユース、リサイクル、熱回収）の推進

### ● リユースの推進

- リユースについて周知・啓発を図ります。

### ● 分別の徹底

家庭から排出される可燃ごみの 9.8%、不燃ごみの 7.1%は、資源物として収集している品目であり資源化が可能です。分別の徹底を図り、家庭系可燃ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみの減量及び再資源化に取り組みます。

- 古紙類の具体的な分別方法の周知を図ります。
- 缶・ビン類の具体的な分別方法の周知を図ります。

### ● 小型家電リサイクル

小型家電リサイクルについて、環境省が示している「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」及び「市町村における小型家電リサイクルの費用便益分析ツール」を参考に取組を改善し、1人当たりの回収量の向上を図ります。

- 認定事業者の直接回収・拠点回収の周知を図り、市民の利便性の向上に努めます。
- リチウムイオン電池対策など新たな課題への対応策について、国や他自治体の情報収集に努めます。

### ● クリーンセンターにおける熱回収

クリーンセンターにおける廃棄物発電に引き続き取り組み、電力を地域エネルギー会社「ローカルエナジー株式会社」に売却することで地域のエネルギーの地産地消を進めるとともに、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

- ごみ焼却量の調整等により安定的な焼却を図り、効率的な熱回収に取り組みます。

## 2 事業系ごみ対策

### 2-1 事業系ごみの現状把握

#### ● 事業系ごみの組成分析

事業系可燃ごみの組成を分析し、組成区分ごとに効果的な減量・再資源化対策を図ります。

事業系可燃ごみの組成分析に取り組みます。

#### ● 事業者別の排出量分析

事業系ごみの収集・運搬は、事業者自ら処理施設に搬入するか、または一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）への収集・運搬委託により処理施設に搬入されています。事業者別の排出量を把握し、多量排出事業者の指定につなげます。

許可業者に対する調査の実施により、排出事業者別の排出量の把握に努めます。

### 2-2 4Rの推進

#### ● 業種別の取組

事業系ごみは業種によって排出傾向が異なります。業種別に対策を講じ、事業系可燃ごみの減量及び再資源化に取り組みます。

業種別ごみ減量・資源化マニュアルを作成し、周知を図ります。

#### ● 多量排出事業者への取組

事業者別の排出量分析により多量排出事業者を定め、対策に努めます。

多量排出事業者への個別指導に取り組みます。

#### ● 許可業者への取組

事業系可燃ごみは、重量ベースで86%（R1年度実績）が許可業者への収集・運搬委託によりクリーンセンターに搬入されています。事業者と許可業者との委託契約内容は、事業系可燃ごみの減量、再資源化に大きく影響すると考えられます。

適正な循環利用に努めるよう、許可業者に対し説明会や個別指導を実施します。

他自治体の事例を参考に、優良事業者の認定制度の導入を検討します。

● 市役所の取組

一事業者として、率先して減量及び再資源化に取り組みます。

- 市役所から発生する OA 用紙の削減に取り組むとともに、再使用、再資源化を図ります。
- 公文書の廃棄に当たっては、特定個人情報<sup>4</sup>の取扱いに留意した上で再資源化に取り組みます。
- 市立小・中学校等の学校給食から発生する食品残さの堆肥化を図ります。
- 市有施設から発生した草・木の資源化を図ります。

## 2-3 その他

● グリーン購入の推進

- グリーン購入の普及促進のため、事業者に対し必要な情報の提供を行います。
- 市役所で調達する物品について「米子市グリーン購入調達方針」を定め、リユース製品・リサイクル製品等の優先的な調達に努めます。

● 紙おむつリサイクルの研究

- 医療施設、老人福祉施設、保育園等から発生する紙おむつについて、環境省が示す「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を参考に、再生利用等について研究・検討を進めます。

---

4 特定個人情報

個人番号（番号法第7条第1項または第2項の規定により指定されるもの）をその内容に含む個人情報。

### 3 食品ロスの削減【米子市食品ロス削減推進計画】

---

食品ロスの削減には、市民・事業者双方の協力が必要です。食品ロスの状況を把握し、削減の必要性について理解と関心を深め、食品ロスの削減に取り組むことができるよう、次の施策を推進します。

#### 3-1 共通事項

- 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に引き続き参加し、全国共同キャンペーン等を実施します。
- 食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10/30）の周知を図ります。
- フードバンク<sup>5</sup>・フードドライブ<sup>6</sup>活動への理解と協力を図ります。

---

#### 5 フードバンク

賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により食品関連事業者による販売が困難となった食品の寄附を受けて福祉施設や食べ物に困っている方々に無償で提供する取組

#### 6 フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動

### 3-2 家庭系食品ロスの削減

本市では、令和元年度に環境省が実施する食品ロス実態調査を行いました。その結果、家庭系可燃ごみの12.0%が食品ロスであり、1人1日当たりの家庭系食品ロス発生量を推計すると69.3gと推計されました。食品ロス量の内訳は図2-1のとおりです。

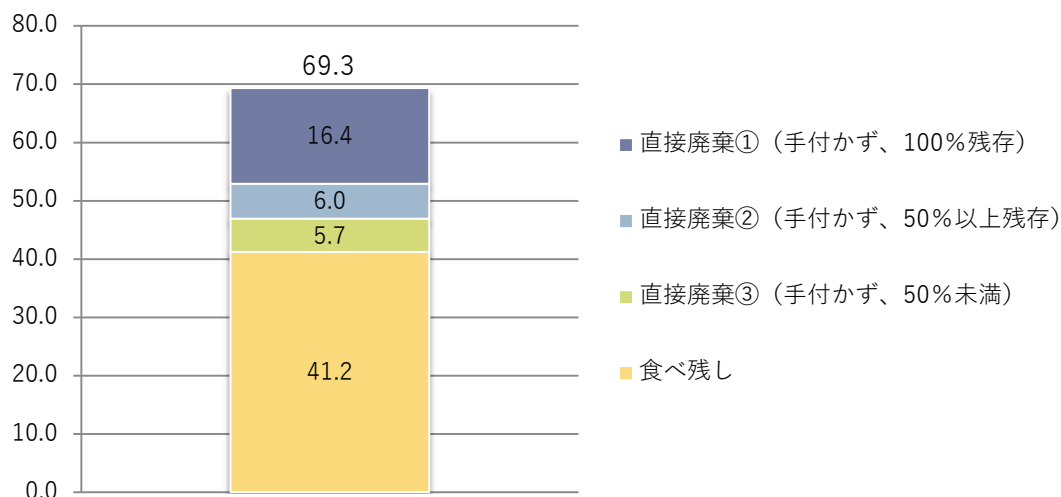


図2-1 家庭系食品ロスの内訳 (R1年度調査)

- 直接廃棄の削減のため、期限表示の正しい理解について啓発に努めます。
- 「ローリングストック法」<sup>7</sup>の周知を図ります。
- 「食品ロスダイアリー」<sup>8</sup>等の普及啓発に取り組みます。

### 3-3 事業系食品ロスの削減

- 「3010運動」<sup>9</sup>について啓発を行い、宴会時の食品ロスの削減を図ります。
- 市民に対し、食品関連事業者が行う食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進します。
- 市立小・中学校等から発生する食品ロスについて、食育指導や配膳量の工夫などを通して削減に取り組みます。

7 「ローリングストック法」

食品を少し多めに買い置きして、食べたならその分を買い足すことにより、食品の備蓄を行うこと。

8 「食品ロスダイアリー」

家庭で発生した、食べ残しや賞味期限切れ等で捨ててしまった食べ物の種類や量を日記形式で記録するもの。

9 「3010運動」

会食、宴会時での食べ残しを減らすための取組。【1.注文の際に適量を注文しましょう。】、【2.乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しみましょう。】、【3.お開き前10分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。】



## 4 本市の実情に応じたごみ処理システムの構築

---

### 4-1 家庭系ごみ収集体制

#### ● ごみ収集袋について

ごみ収集袋の使用削減を図ります。また、使用せざるを得ないプラスチック袋については、バイオマスプラスチック袋の使用推進に取り組みます。

- 資源物の店頭回収の推進により、ごみ収集袋の使用削減を図ります。
- 資源物、蛍光灯・乾電池等の排出に当たっては、バイオマスプラスチック袋の利用を推奨します。
- 可燃ごみ指定袋について、バイオマスプラスチック袋の導入を目指します。

#### ● 収集区分・収集方法について

- 古紙類、再利用ビン等について、収集量に見合った収集体制、収集回数とします。
- ステーション収集を推進するとともに、社会情勢の変化に応じた収集方法を検討します。

#### ● 混合ごみ対策

混合粗大ごみを排出しやすくすることは、市民の負担を軽減するだけでなく、非常災害時の災害廃棄物の減量にもつながります。

- 他自治体の取組を参考に、混合粗大ごみ回収モデル事業を実施し、全市的な導入を目指します。

### ● 高齢者・障がい者対策

「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」（国立環境研究所）によると、ごみ出し支援制度には、大きく分けて2つのタイプがあります。一つは、自治体が運営主体となり、市町村直営のごみ収集部隊または市町村に委託された事業者が、高齢者のごみを戸別に収集するタイプ（直接支援型）、もう一つは、自治会、NPO 等の支援団体が運営・実施するごみ出し支援活動を、市町村が金銭的にバックアップするタイプ（コミュニティ支援型）です。

- 「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」・「高齢者ごみ出し支援事例集」（国立環境研究所）及び環境省が作成を目指している「高齢者ごみ出し支援ガイドライン」を参考に、本市の実情に合った支援システムの導入を目指します。

## 4-2 安定的な処理

### ● クリーンセンターの取組

- 平成 26 年度に策定した米子市クリーンセンター長寿命化計画に基づき、目標稼働年度である令和 13 年度までの安定的な施設の稼働を目指します。

### ● プラスチック資源の回収・リサイクル

- プラスチックごみの一括回収・リサイクルについて、国や民間処理業者の動向を注視し、導入を検討します。

### ● 広域連携の推進

- 令和 14 年度以降の鳥取県西部圏域における「可燃ごみ処理施設」「不燃ごみ処理施設」「一般廃棄物最終処分場」「中継施設（必要に応じ）」の整備について、鳥取県西部広域行政管理組合及び構成市町村とともに協議を進めます。

## 5 普及啓発・環境教育の推進

---

### 5-1 普及啓発・情報提供の推進

- 「ごみ分別収集カレンダー」、「家庭ごみの分別・出し方早見表」、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」及び市ホームページの活用により、分別ルールを周知します。
- 「よなごみ通信」により、ごみに関する各種情報を提供し、ごみの排出抑制・資源化を促進します。

### 5-2 環境教育・情報提供の推進

- ごみについて学ぶ小学4年生を中心に、児童や生徒、学生に対し、施設見学を実施するほか、ごみの減量・再資源化等に関する情報を発信し、環境教育に取り組みます。
- 公民館講座等を通し、普及啓発・環境教育に取り組みます。

## 6 災害廃棄物対策

---

非常災害により生じた廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。

本市では、令和2年3月に策定した米子市災害廃棄物処理計画（以下「災害廃棄物計画」という。）に基づき、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に取り組みます。

- 平時に仮置場の選定を行い、災害廃棄物の速やかな処理・処分に努めます。
- 市民に対し、災害廃棄物減量のための普及・啓発を行います。
- 災害廃棄物計画の職員への周知及び教育・訓練を実施します。
- 災害廃棄物計画の点検を行い、継続的に見直しを行います。
- 非常災害時には災害廃棄物計画に基づき被害の状況等を速やかに把握するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を行います。

## 7 不法投棄・ポイ捨て対策

不法投棄・ポイ捨てにより陸域で発生したプラスチックごみは、河川等を経由して海洋に流出する可能性があります。海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染は様々な悪影響が懸念されており、SDGsにおいても「あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」とされています。不法投棄・ポイ捨てを防止するとともに、海洋への流出をいかに抑えるかということが重要です。

- 児童や生徒、学生に対し、不法投棄・ポイ捨ての防止を啓発します。
- 自治会・環境をよくする会、不法投棄監視員、民間団体、県・警察等と連携し、不法投棄・ポイ捨ての未然防止と早期発見・早期対応に努めます。
- 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」(5/30～6/5)及び「廃棄物不法投棄防止強化月間」(10月)を中心に、集中的な監視パトロール、普及啓発活動等を実施します。
- 「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」に基づき、環境美化推進区域の監視パトロール、普及啓発活動等に努めます。
- 不法投棄・ポイ捨ての未然防止のため、地域住民やボランティアによる清掃等、地域活動の推進に努めます。
- 不法投棄・ポイ捨ての抑止に効果的な対策事例を収集し、啓発に努めます。
- 不適切な不用品回収業者に対して、県・警察と連携し、監視・指導を実施します。

## 8 海岸漂着物対策

本市の公共海岸には、台風・出水時の大量の葦類や流木等のほか、河川等を通じて海洋に流出したポイ捨て・不法投棄ごみ、海域で使用される漁具等が漂着します。特にプラスチックごみの海洋への流出の防止は重要な課題となっています。

市内の公共海岸等に漂着した海岸漂着物等について、平成21年7月に施行された海岸漂着物処理推進法及び平成24年3月に策定された鳥取県海岸漂着物地域計画に基づき、海岸管理者である鳥取県とともに、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に取り組みます。

- 地域住民やボランティアによる清掃等、地域活動の推進に努めます。
- 海岸管理者である鳥取県との協力、連携を図り、海岸漂着物の円滑な回収、運搬、処分に努めます。